

電子申請で作成した申請書

新規	
道路占用許可申請書	
中央土木事務所長 様	
〒783-0004	
住所	両国市大塚甲字デシシ1592番地
氏名	原村 太郎
電話	088632175
図面者氏名	原村 太郎
電話	088632175
道路法第32条の規定により許可を申請します。	
占用の目的	自動車の乗入れのため
占用の場所	路線名 県道45号、両国インター線 場所 両国市大塚甲字デシシ1592番地先
占用物件	名称(占用物件の種類) 規模(規模) 数量(数量) 道路橋 3m×1.8m=5.4平方メートル 3.4平方メートル
占用の期間	許可日から 令和11年3月31日まで 占用物件の構造 鉄筋コンクリート製 5日間
工事の期間	許可日から 令和9年8月31日まで 工事実施の方法 調査 5日間
道路の復旧方法	厚形模範 添付書類 1 位置図(住宅地図程度の縮尺) 2 平面図(～1/1000程度) 詳細図(断面図、構造図など) 3 現況写真(全景、詳細) 4 公図(切り図)、要約書、地積測量図(国土調査済み)
備考	

記載事項

- 申請区分については、新規・更新・変更のうち、該当するものを選択し、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下段に変更後のものを記載し、上段に変更前のものを「」で囲み記載すること。
- 「添付書類」について、国土調査の完了している地域は、地積測量図を添付すること。

道路占用許可申請書（電子申請システムの操作手順）

1. はじめに

パソコン（又はスマートフォン）で、既に許可した道路占用物件の更新(占用期間の延長)をする場合、そのままパソコン等を開き必要事項を入力し、送信ボタンを押せば、電子申請は完了します。

しかし、新規に、道路占用許可申請書を提出する場合、（※特に通路橋などの半永久構造物を道路に設置する際など）以下の過程を経て、申請書が受理されます。

- ① 当事務所に電話(TEL:088-863-2175)で事前相談をする。
- ② 半永久構造物などの場合は、専門業者に設計を依頼する。
- ③ ②の設計書、道路隣接地の所有を証する書面などを持参の上当事務所にお越しいただく。
- ④ ③の事前協議が成立後、申請書および添付書類を提出する。

したがって、全く新規で道路占用許可申請書を電子申請する場合は、いきなりパソコン等で電子申請の画面を開くのではなく、以下の書類を作成（又は準備）し、それらのデータをPDFに変換し申請者のパソコンのデスクトップ上に保存してください。

（※ 保存したPDFは「添付書類」などのファイル名を付与）

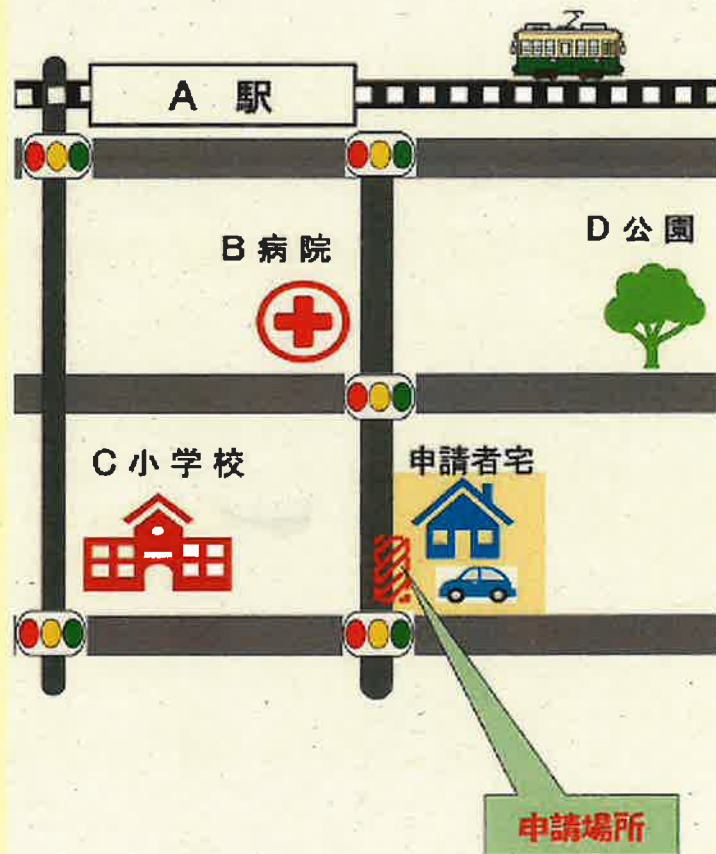
- 1 位置図(住宅地図程度の縮尺)
- 2 平面図(～1/1000程度)
詳細図(断面図、構造図など)
- 3 現況写真(全景、詳細)
- 4 公図(切り図)、要約書、地積測量図(国土調査済み)

上記の添付ファイルのPDF保存の完了後、パソコン等で電子申請システムを開き、必要事項を入力して、PDFを添付・送信すれば、左の画面の「道路占用許可申請書」が当事務所へ送信されます。

≪ ※ 以下のページ以降に添付書類のイメージ画像を掲載します ≫

位置図(住宅地図程度の縮尺)

道路占用工事の位置図(法第32条許可申請書類)



※ これは見本のため、パソコンで地図を作成していますが、申請者が申請する場合は、無料で利用できる「住宅地図等の写し」に、申請場所を記入したものを添付してください。

現況写真(全景、詳細)

道路占用工事の写真イメージ(※ 法第32条許可申請書類)

※ 道路側溝のある「県道又は三折国道」に隣接した私有地に宅地を建築する場合、自家用車が宅地から県道等へ進入するには、側溝上に「通路橋」を設置するしかない。
道路側溝の管理者は高知県なので、高知県中央東土木事務所へ、道路占用許可申請書を提出し、許可を受ける必要がある。



※ 上の写真(イメージ)は現況写真で、自動車が道路に進入するコースを示し、右の写真(イメージ)は、通路橋の完成イメージを赤色の点線で図示している。



※ 以下の写真(イメージ)は、上空から撮った写真へ通路橋の完成イメージを赤色の点線で図示したもの。なお、この写真の点線で囲んだエリアが「占用面積」になる。



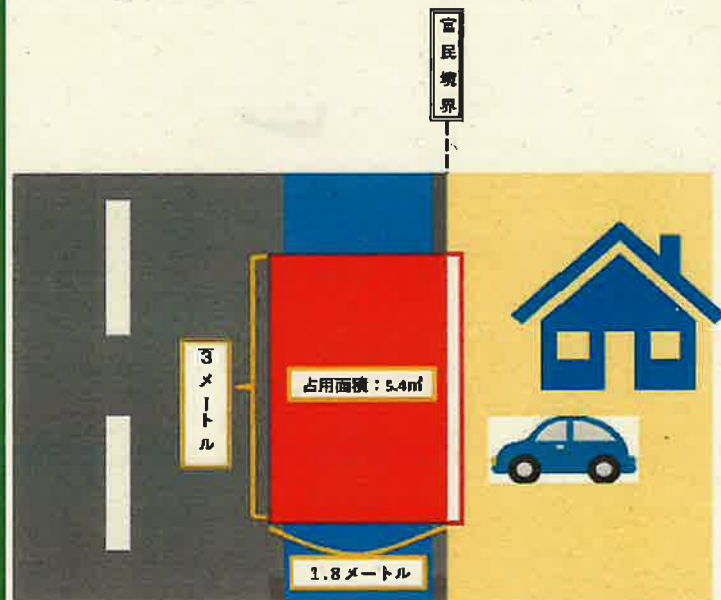
平面図（～1/1000程度）

道路占用工事の平面図（法第32条許可申請書類）



※ 下の平面図はイメージ画像なので、電子申請の前に県中央土木事務所まで、専門家が作成した平面図、断面図当を持参の上、ご相談ください。

平面図（縮尺「1/40」）

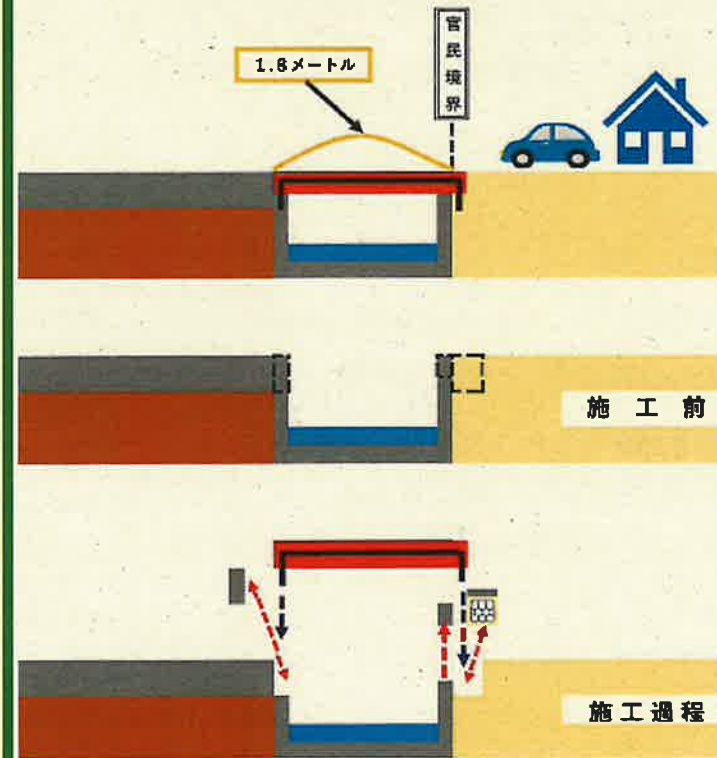


詳細図（断面図、構造図など）

道路占用工事の断面図（法第32条許可申請書類）

※ 下の断面図はイメージなので、**専門家作成の図面が必須**

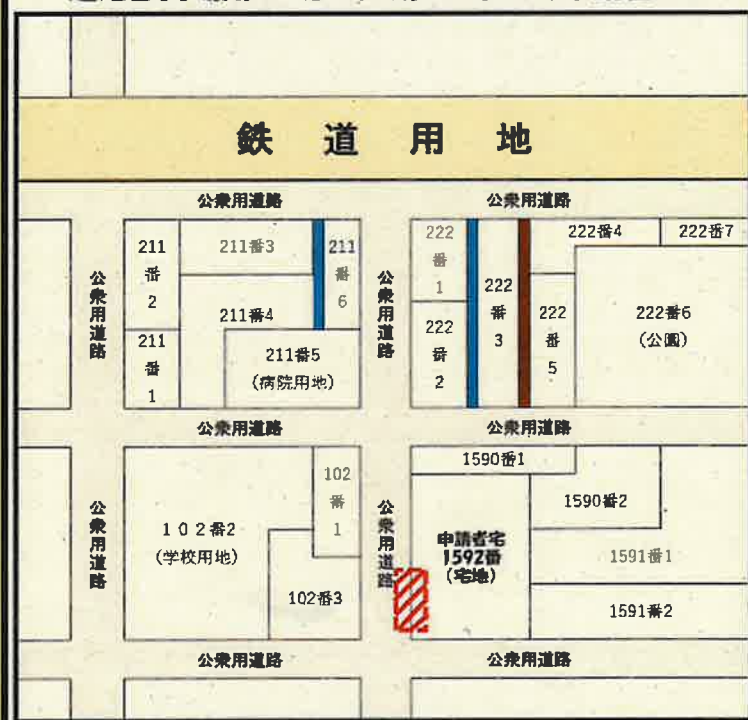
詳細断面図（縮尺「1/40」）



※ 上記のとおり「鉄筋コンクリート製」の「橋」を「道路側溝」及び「民地」に埋込み舗装する。

公 図 (切 り 図)

道路占用場所の公園（法第32条許可申請書類）



請求部分	所在	南州市大場甲字 デンシン					地番	1592番	
出力縮尺	1/500	精度区分	単一	座標系番号又は位置番号	市	分類	地図 (法第14条第1項)	種類	法第19作成地図
作成年月日	平成○年○月○日				償付年月日 (無償)	平成○年○月○日			備考事項

要約書

道路占用場所の登記（法第32条許可申請書類）

高知県 南国市 大堀 甲字 デンシン		デンシン1592番 事項証明書		(土地)
表 題 部 (土地の表示)		課税 平成〇〇年〇月〇〇日	不動産番号	0108XXXXXX78
地図番号	水 白	編制年度	金 白	
所 在 南国市 大堀 甲字 デンシン			金 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付 (登記の日付)	
1592番	宅地	90 00	不詳 (平成〇〇年〇月〇〇日)	
所有権 南国市 卓権町字テングタ 15番 四角 三割				

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	交付年月日・交付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成◆年◆月◆日 第◆◆◆号	所有者 南州市 幸徳町 字 テンゴク 18番 四国 三郎
2	所有権保存	令和6年5月7日 第○○○号	原因 令和5年5月7日売買 所有者 南州市 大塚甲 字 デンシン 1592番 債権 太郎

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	居住権設定	令和6年5月7日 第〇〇〇〇号	原因 令和6年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2000万円 利率 年2.60% (年365日割計算) 抵当金 年14.5% (年365日割計算) 債権者 南門市 大塚甲子 デンシン 1592番 抵当 太郎 居住権者 高知市 金調町 一丁目 1番 1号 株式会社 三菱銀行 (取扱店 ごめん支店) 共同担保 目録 (あ) 第〇〇〇〇号

これは見本のため、以下項目は“省略”

※ 以上のとおり、『位置図』、『写真』、『平面図』、『詳細図』、『公図』、『要約書(登記簿)』が揃ったので、次ページ以降において、電子申請の画面に入った後の具体的な入力手順について、説明します。

パソコンで申請するか

検索サイトを開き、入力！

“Enter” 押す！

電子申請サービス高知

スマホで申請する

高知県電子申請サービス
2次元コード

かざす

【高知県】 電子申請サービス

道路占用を入力

手続き申込

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

カテゴリ選択

利用形態選択

個人が利用できる手続き

法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

分類別で探す

五十音で探す

クリック

手続き申込

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

カテゴリ選択

利用形態選択

個人が利用できる手続き

法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

分類別で探す

五十音で探す

手続き一覧

道路法第32条に基づく道路占用許可申請

道路占用届出書

【高知県】 電子申請サービス

ログイン

利用形態選択

申請書ダウンロード

手続き申込

利用者ログイン

手続き番号

受付期間

利用形態選択

個人が利用できる手続き

法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

分類別で探す

五十音で探す

クリック

※ 利用者登録をするか否かは、申請者のご判断になります。このマニュアルでは、未登録の例を載せていますが、**【利用者登録される方はこちら】**の入力例も巻末に載せています。

① 利用者IDを入力してください

② パスワードを入力してください

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用登録のメールアドレスを変更ください。

2, インターネットで「電子申請サービス高知」を検索
パソコン（又はスマートフォン）を起動し、検索サイトを開き、**「電子申請サービス高知」**の文字を入力し、エンターキーを押す。

3, 【高知県】電子申請サービスに入ったら、検索キーワードの入力欄に**「道路占用」**と入力

4, 手続き一覧の真下に**「道路法第32条に基づく道路占用許可申請書」**が表示されるので、そのボタンをクリックする。

5 (1), **利用者登録せずに申し込む方はこちら>**をクリックする。

※ 利用者登録をするか否かは、申請者のご判断になります。このマニュアルでは、未登録の例を載せていますが、**【利用者登録される方はこちら】**の入力例も巻末に載せています。

5 (2), **既に利用者登録済みの方は**
① 利用者 **「ID」** 入力
（ID = メールアドレス）
② ①の後にパスワード入力

6, 利用者登録せずに申し込む方はこちら >

をクリックすると、以下の画面が現れるので、内容確認の上「同意する、をクリックする。

【高知県】 電子申請サービス

ログイン 利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード 予約予約

手続き申込

この手続きは登録が取れるメールアドレスの入力が必要です。
下記の内容を必ずお読みください。

※ 必ずメールアドレスを入力してください。

申請番号	高知県電子申請サービス利用申請書
申請日	2022年4月1日 09時30分～2022年4月28日 17時15分
受付時間	2022年4月1日 09時30分～2022年4月28日 17時15分
問い合わせ先	高知県 政策課
電話番号	098-823-2827
FAX番号	098-823-2243
メールアドレス	170701@ken.pref.kochi.jp

同意する

7, “同意する、をクリックすると、以下の画面が現れるので、現在、操作中のパソコン（又はスマートフォン）のアドレスを入力する。

【高知県】 電子申請サービス

ログイン 利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード 予約予約

手続き申込

この手続きは登録が取れるメールアドレスの入力が必要です。
下記の内容を必ずお読みください。

※ 必ずメールアドレスを入力してください。

申請番号	高知県電子申請サービス利用申請書
申請日	2022年4月1日 09時30分～2022年4月28日 17時15分
受付時間	2022年4月1日 09時30分～2022年4月28日 17時15分
問い合わせ先	高知県 政策課
電話番号	098-823-2827
FAX番号	098-823-2243
メールアドレス	170701@ken.pref.kochi.jp

同意する

8, 左下の画面のとおり連絡先メールアドレスを1度入力し、さらに確認用を入力後、完了ボタンをクリックすると、下の画面のとおり、登録したメールアドレスにて、県庁からメールが届く。

【高知県電子申請サービス】連絡先メールアドレス確認メール

pref-kochi@apply-e-tumo.jp
氏名: terou_kenchon@pref-kochi.jp

高知県電子申請サービス

手続き名:

連絡先メールアドレス 2 番に基づく道路占有許可申請書

の申込画面への URL をお知らせします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://apply-e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?completeSet=170701@ken.pref.kochi.jp&id=0125d158926e906540fee1c742437443mgpkaraapj&id=0125d158926e906540fee1c742437443mgpkaraapj

上記の URL にアクセスして申込を行ってください。

問い合わせ先
道路課 政策課
電話: 098-823-2827
FAX: 098-823-2243
メール: 170701@ken.pref.kochi.jp

このメールは自動配信メールです。
返信等されませんのでご注意ください。

9, 上の受信メールの文書中にある「◆パソコン、スマホはこちらから」の真下の「URL (https://～)」をクリックすると、道路占有許可申請書の画面が現れる。

[illegible][illegible]

占月の場所

占月もを入力してください。 **A-9**

※必ず4文字で入力して下さい。

国名 → 都道府県

満月の位置も選択してください。

以下の地域から場所、満月の時刻を選択し、必要に応じて入力してください。

☐ 中国
☐ 台湾
☐ その他

占月の場所（市町村）を選択してください。 **A-8** ※国境を越えて入力した場合のみ表示されます

選択してください。

占月の場所（市町村）を選択してください。 **A-8** ※国境を越えて入力した場合のみ表示されます

選択してください。

占月の場所（市町村より外）を入力してください。 **A-8**

※必ず4文字で入力して下さい。

占月時間

毎年《占月時間の曜日》を入力してください。 **A-8**

※必ず4文字で入力して下さい。
※例は任意である。また読みとりを記述する場合は必ず記入内容に一致させる。

満期（満期）を入力してください。

※必ず4文字で入力して下さい。
※例は任意である。また読みとりを記述する場合は必ず記入内容に一致させる。

数値（数値）を入力してください。 **A-8**

※必ず4文字で入力して下さい。
※例は任意である。また読みとりを記述する場合は必ず記入内容に一致させる。

占月の期間

占月開始年と月日の入力欄を選択してください。 **A-9**

☒ 占月開始年(日) (2023) ※必須項目。
☐ 曜+日。にする。

[開閉]

占月開始年月日を入力してください。 **A-9** ※国境を越えて入力した場合のみ表示されます

▼ □ □ □ H □ □

占月終了年月日を入力してください。 **A-8**

▼ □ □ □ + □ □ □ = □ □ □

日数を入力してください。

占月時間の確認

占月時間の確認を入力してください。

※必ず4文字で入力して下さい。
※例は任意である。また読みとりを記述する場合は必ず記入内容に一致させる。

[illegible]

【高知県】 電子申請サービス

申請内容の選択 | 申請書ダウンロード | 予約受付

手続の申込

検索 | 申し込みの手続き | 申込み | 申し込み完了

申込

高知市への申し込み：「道路法第37条に基づく道路占有許可申請」

道路占有許可の電子申請を行う前に、次のことについてご確認ください。

道路占有許可の電子申請を行う前に、次のことについてご確認ください。

【事件の種類について】

- 道路占有許可については、道路事業により許可できない場所もありますので、できる限り、電子申請を行う前に、下記の「問い合わせ先の土木事務所」に、事前にご連絡いただくようお願いします。

【道路占用についての問い合わせ先及び申請先について】

- 道路占用についてのお問い合わせ及び許可申請は、道路を管理している下記の管掌土木事務所をお願いします。
※申請先について、電子申請の項目に「申請を行う土木事務所」を選択していただく場合があります。

問い合わせ先の土木事務所

- 土佐県庁所が、高知市、安芸市、香濱町、豊後村、宮崎町、坂田町、北川村、尾道村、新西村のいずれかの市町村にある場合は、
→安芸土木事務所（電話：0887-377-9306）
- 土佐県の所が、高知市、香濱町、香南市、本山町、大賀町、土佐町、大川村のいずれかの市町村にある場合は、
→中央土木事務所（電話：088-863-2175）

(中 略)

申請者

申請者を入力してください。 **必須**

申請者の氏名または、法人名を入力してください。
※団体で申請する場合は、代表者を入力してください。

☒ 氏：

☐ 法人名：

申請者の“氏”

申請者の“名”

郵便番号を入力してください。

T 番 号

住所を入力してください。 **必須**

※全角で50文字まで入力できます。
※各行する場合は、上行あたり25文字まで2行までの入力をお願いいたします。

高知市土木計画センターより発行

申請者の“住所”

電話番号を入力してください。 ※必須

電話番号 068-862-2175

申請者の「電話番号」

申請の担当者（連絡先）

氏名を入力してください。

※全姓で40文字まで入力できます。

姓 名 太郎

担当者の「氏名」

電話番号を入力してください。

電話番号 068-862-2175

担当者の「連絡先」

申請書を提出する土木事務所

◎申請書は占用の場所のある市町村を管轄する土木事務所に提出してください。

- ・占用の場所が、重戸市、安芸市、東洋町、宮平町、田野町、豊田町、北川村、馬場村、笠置町のいずれかの市町村にある場合は、安芸土木事務所へ
- ・占用の場所が、両国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村のいずれかの市町村にある場合は、中央土木事務所へ

(中 略)

申請書を提出する土木事務所を選択してください。 ※必須

中央土木事務所

提出先の「土木事務所」名、選択

申請区分を選択してください。 ※必須

☒ 新規
☐ 変更
☐ 変更

申請区分（新規）

占用の目的

占用の目的を入力してください。 ※必須

※全姓で80文字まで入力できます。
 ※改行する場合は、1行あたり40文字までで2行までの入力をお願いします。

自動車の搬入のため

占用の目的

道路内の位置（道路側溝）

経緯名を入力してください。 ※必須

※全姓で40文字まで入力できます。

経緯名 〇〇 両国センター線

占用の場所（路線名）

道路内の位置を選択してください。

☐ その他
☐ 歩道
☐ 車道
☒ その他

道路内の位置（その他）選択

道路内の位置（道路側溝）

占用の場所（市町村）を選択してください。 ※市町村の読みによって入力内容が異なります。

市町村 **占用の場所 “市町村” 名、選択**

占用の場所（市町村より後）を入力してください。 ※必須

※全角で6～9文字まで入力できます。

大塚中野デンシン1592番地九 **（市町村より後）入力**

占用物件

名称（占用物件の題名）を入力してください。 ※必須

※全角で6～9文字まで入力できます。
※改行する場合は、1行あたり15文字までで4行までの入力をお願いします。

通路橋 **占用物件の種類（通路橋）**

経緯（環路）を入力してください。

※全角で6～9文字まで入力できます。
※改行する場合は、1行あたり15文字までで4行までの入力をお願いします。

3km×2、10km×5、※平方メートル **規模（規格）**

数量（延長）を入力してください。 ※必須

※全角で4～9文字まで入力できます。
※改行する場合は、1行あたり15文字までで4行までの入力をお願いします。

5、4ギラメートル **数量（延長）**

占用の期間

占用開始年月日の入力方法を選択してください。 ※必須

☐ 占用開始年月日（日付）を入力する。
☒ “許可日”にする。

契約開始 **占用開始年月日 “許可日”、選択**

占用終了年月日を入力してください。 ※必須

令和 年 月 日 **占用終了年月日**

日数を入力してください。

占用物件の構造

占用物件の構造を入力してください。

※全角で1～20文字まで入力できます。
※改行する場合は、1行あたり20文字までで6行までの入力をお願いします。

鉄筋コンクリート製 **占用物件の構造（鉄筋コンクリート製）**

14, 『工事の**期間**（**開始日**、**終了日**、**工事の日数**）』、『工事の**実施方法**（請負または直営）』、『道路の**復旧方法**』を**入力**。なお今回は新規申請のため『備考』欄は未記入

工事の期間

工事開始年月日の入力方法を選択してください。

工事開始年月日（日付）を入力する。

☐ 「許可日」にする。

工事開始年月日 “許可日” 選択

工事終了年月日を入力してください。

工事終了年月日

日数を入力してください。

工事日数

工事実施の方法

工事実施の方法を入力してください。 **必置**

工事実施の方法

道路の復旧方法

道路の復旧方法を入力してください。 **必置**

道路の復旧方法

備考

備考について入力してください。

15, 以下のとおり、『備考』欄の下には**最後の入力項目の『添付書類』**がある

添付書類

道路占用許可申請に、次の添付書類を添付ファイルで添付していただくようお願いいたします。

添付書類

- 1 位置図(住宅地図程度の縮尺)
- 2 平面図(～1/1000程度)。
詳細図(断面図、横断面図など)
- 3 縦断写真(全長、詳細)
- 4 公園(切り図)、要約書、
地籍測量図(国土調査の完了している地域は、地籍測量図を添付してください)

添付ファイルの形式は、PDF、JPEG、JPGのいずれかで添付をお願いします。

添付ファイルの大きさは、合計で20MBまでです。

添付ファイルの大きさが20MBを超える場合は、電子申請での受付ができませんので、お手数ですが、各土木事務所にお問い合わせをいただき、直接、申請をお願いします。

各土木事務所の連絡先は、この申請フォーム最上段にありますので、ご確認ください。

添付書類を添付してください。 **添付ファイル**

クリック

入力中のデータを一時保存・読み込み

入力中のデータを一時保存する

一時保存したデータを再読み込みする

16, 左の『添付ファイル』をクリックすると、以下の**“手続き申込”**が現れる。

【高知県】 電子申請サービス

申請書類選択 申請書ダウンロード

1 手続き申込 2 申請書類選択 3 申請書類ダウンロード

手続き申込

添付ファイル選択

ファイルを選択してください

『ファイルが選択されていません』と表示

ファイルを選択してください

ファイルを選択してください

入力へ戻る

17, 『ファイルの選択』をクリックすると以下の画面が現れる。

開く

デスクトップ R6電子申請関係

R6電子申請関係の検索

57249

サービス

ログイン

利用履歴

予約申込

ファイル名(N):

すべてのファイル

モバイルからアップロード

開く(O)

キャンセル

ファイルを選択してください

ファイルを選択してください

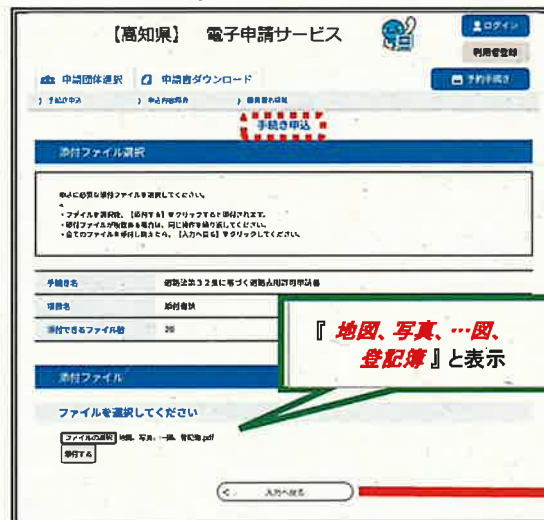
ファイルを選択してください

※ 右の画面に、作業中のパソコンのデータ保存先が現れたので、今回の申請の添付書類を保存した**『PDF』**を探し当て、それをクリックする。なお、このマニュアルの冒頭、**『PDF』**のファイル名は**『添付書類』**等と名付けると説明したが、今回のケースでは**“地図、写真、平面図、断面図、公園、登記簿、”**と名付けた。

18, 前ページで説明した『PDF（地図、写真、平面図、断面図、公図、登記簿）』を**選択**後、右下の**開く**をクリックする。



19, 上の画面の**開く**をクリックすると、以下の**手続き申込**に戻る。そのとき、**添付ファイルの選択**、の右横の表示が以下の**地図、写真、…図、登記簿**、に変わっている。

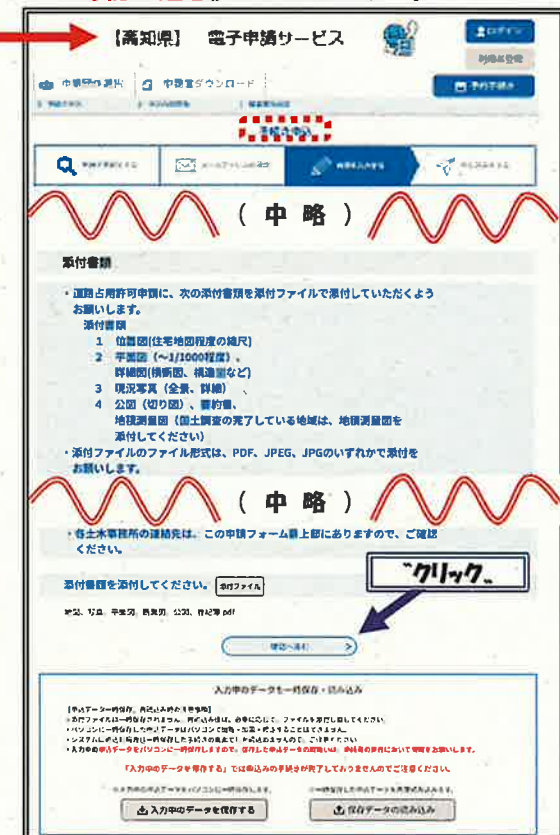


20, **添付ファイル**、に間違いがないことを確認したら**添付する**をクリックする。クリック直後、**添付結果**、の欄に、**地図**、**写真**、**平面図**、**断面図**、**公図**、**登記簿**が表示される。



添付結果の真下に『**地図、写真、平面図、断面図、公図、登記簿**』と表示

21, 左下の画面の中にある**入力に戻る**をクリックすると、以下の**手続き申込**、の画面に戻る。この**手続き申込**画面、の中に表示された**添付書類を添付してください**、の欄の下に**地図**、**写真**、**平面図**、**断面図**、**公図**、**登記簿**があることを確認したら、**確認へ進む**をクリックする。



※ **確認へ進む**、クリックで、次ページの画面が出現する。

22. 確認画面の全体は、以下のとおり

【※この画面は「手続き申込（申込確認）」】

[illegible]

23. 確認画面の“最下部”にあるボタン

- ①『PDFプレビュー』をクリックする。
その後、②『申込む』をクリックする。

[illegible]

24. 上の **"PDF プレビュー"** を押すと、

『道路占用許可申請書』が現れる。

[illegible]

25. 『PDFプレビュー』で内容確認後

問題なければ「②**申込む**」をクリックすると、以下の画面が現れる。

[illegible]

26, 上記のとおり『申込完了』になれば、

【道路占用許可申請書 送信済通知】

が県庁から申請者のパソコン等に届く。

【道路占用許可申請書 送信済通知】

 pref-kochi@apply.e-tumo.jp
宛先 tarou_kenchou@.jp

高知県電子申請サービス

整理番号：080--23165
パスワード：yyB--9b

整理番号：080--23165
パスワード：yyB--9b
(※メモするかPCに保存)

道路占用許可申請書を申請先土木事務所へ送信しました。

【以下のことにご注意ください。】

- ・送信した申請書は、申請先土木事務所において、申請内容の審査を行い、現地確認等を行います。
- ・その際、申請者の方との協議や、申請者の方に現地確認の立ち会いをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・また、審査の結果、申請内容の補正になる場合や、申請を受理できない場合もありますので、併せてご了承ください。

★【利用者登録される方はこちら】の“入力手順”は以下のとおり

① 利用者登録される方はこちら をクリック

(※この画面は5ページ右下の画面と同じ)

② 同意する をクリック

③ 現在、操作中のパソコン等のアドレス等 入力

必要事項入力後、『登録する』をクリック

④ メール送信完了の画面表示で、受信メールを開くが、その前に『一覧へ戻る』を押す。

⑤ 受信メールの“URL”をクリックする。

⑥ 以下へ入力後『確認へ進む』をクリック

⑦ 利用者登録の“完了”

『確認へ進む(⑥)』を押した後、次に表示される画面に間違いなければ『登録する』をクリックする。